

はじめに

国土交通省では、平成 16 年 6 月に景観緑三法が制定されたことを受け、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を目指しています。緑豊かな美しい景観の形成には、緑とオープンスペースは不可欠であり、とりわけ都市公園は良好な都市景観を形成する核として緑と潤いのある都市づくりにとって無くてはならない施設であるとともに、都市公園と関連する事業が相互に連携することにより良好な景観が形成されています。

景観法が制定されたことにより都市公園は、景観重要公共施設として位置づけることができるようになり、都市景観を構成する重要な要素としての役割が期待されています。そのため、今後は、都市公園が周辺の地区や隣接施設等と連携し、一体的な景観形成を図っていくために、都市公園の整備・管理の担当者が整備の考え方や管理の方法等について十分に検討することが望されます。

このような要請に応えていくため、周辺地区や隣接施設と連携した都市公園の整備・管理のためのガイドライン（案）及び事例集をとりまとめました。

本資料が、今後、都市公園の整備・管理に携わる行政担当者を始め、隣接施設等関連する事業者など多くの方々に参考、活用され、良好な景観形成を進める上での一助になれば幸いです。

平成 21 年 8 月

国土交通省国土技術政策総合研究所

環境研究部 緑化生態研究室長

松江 正彦